

フリーランス法下位法令等に対する意見

一般社団法人新経済連盟

【厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（案）に対する意見】

<第3条第1項及び第5条第1項について>

事前予告の方法のうち電子メール等の送信の方法は、「電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるもの」に限られているが、一方で法第3条及び公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（案）第2条第1項（以下、「法第3条等」という。）に基づく明示方法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）第2部第1の1(5)（14ページ））は、そのような限定がなく、特定業務委託事業者に混乱をきたすおそれがあるだけでなく、過度な負担を強いるおそれがあることから、前記の限定は削除されたい。

なお、前記限定が仮に物理的に証跡を残すという趣旨だとすれば、法第3条等で認められている方法は、いずれもフリーランスの側で印刷するか、画面のスクリーンショットを保存する方法で物理的な証跡を残すことが可能であることを付言する。

【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）に対する意見】

<第1部1(2)（3ページ）について>

「その事業のため」の意味について、下請法の「業として」（同法第2条第1項から第4項）との違いを明記されたい。例えば、弁護士の顧問契約や公認会計士の監査業務などの業務委託については、下請法及びフリーランス法においていずれにも適用があるのか、又はいずれかの法律の適用を受けるのかなどの考え方がどこにも示されおらず、これを放置していると業務委託事業者の混乱を招くおそれがある。

<第2部第2の2(1)ア（25、26ページ）について>

業務委託契約が、いわゆる基本契約（ここでは便宜上「実務上の基本契約」という。以下同じ。）と個別契約に分かれて締結される場合、原案によると、「業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約」が「基本契約」（ここでは便宜上「法令上の基本契約」という。以下同じ。）とされるが、この「基本的な事項」の範囲を明確にされたい。

実務上、基本契約と個別契約が分けられている業務委託の場合、実務上の基本契約においては、業務の内容について言及しないか、業務の範囲を包括的に記載するにと

どめ、具体的な業務内容は個別契約に記載することが多い。この場合における実務上の基本契約は、法令上の基本契約には当たらず、個別契約が法令上の基本契約であるべきであるが、原案は、そうした考え方が明らかにされていない。原案のままであると、特定業務委託事業者に混乱をきたすおそれがある。

また、仮に実務上の基本契約を法令上の基本契約と同義と扱ってしまうと、具体的な発注がなくても法令上の義務が発生することとなり、そのことにより特定業務委託事業者に委縮効果が発生し、業務委託を控える事態が発生するおそれがあることにも留意が必要である。

なお、この点は厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（案）第4条第3号においても同じである。

<第2部第2の2(1)イ(ア) (27 ページ) について>

契約の同一性について、日本標準産業分類の小分類（以下、本意見において「小分類」という。）により前後の業務委託に係る給付等の内容を判断するとされているが、職種とともに報酬が変更となった場合においても、小分類が同じであれば、すべからず同一性があるとされるように読める。これでは仮に業務の内容・性質が異なるものであっても、実態が反映されない可能性があるため、小分類でなく職種で判断すべきである。

例えば、インターネット附随サービス業（中分類：40）の場合で、人事部署で給与計算を行っていた者が総務部署で備品管理を行う業務に変更となったときを想定すると、前者も後者も小分類上は「管理、補助的経済活動を行う事業所」（小分類：400）とされる。しかしながら、現実には職種（上記の場合、人事と総務で職種が明確に分かれるのが実務である。）が異なれば報酬の金額も異なり、契約内容も変更しなければならないにもかかわらず、法律上は契約の同一性があるとされて実態と大きくかけ離れた運用をせざるを得なくなる。その結果、特定業務委託事業者の事務遂行に混乱をきたすおそれがある。

このことから、原案は実務と大きく乖離したルールとなるおそれが高いと考えられ、フリーランスへの発注控えが発生する可能性が十分考えられるため、考え方の抜本的な見直しが必要である。

<第3部4 (41 ページ) について>

法律の条文上、事前予告が必要なケースは「継続的業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。）をしようとする場合」（法第16条第1項）とあることから、業務委託の一時停止をせざるを得ない場合は、同条の規制の対象外であることを確認したい。

上記の想定ケースとしては、例えばスマートフォンアプリを通してフリーランスに業務を委託している場合において、フリーランスによる契約違反が発覚したときに、期間の定めをした上で業務委託の一時停止をすること、又は契約違反の是正のための特定の行為を行うことを要求し、当該特定の行為を行ったことが確認できるまで業務委託の一時停止をすることが考えられる。

<第3部4(3) (43 ページ) 及び(5) (46 ページ) について> (再掲)

事前予告の方法のうち電子メール等の送信の方法は、「電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるもの」に限られているが、一方で法第3条等に基づく明示方法(第2部第1の1(5) (14 ページ))は、そのような限定がなく、特定業務委託事業者に混乱をきたすおそれがあるだけでなく、過度な負担を強いられるおそれがあることから、前記の限定は削除されたい。

なお、前記限定が仮に物理的に証跡を残すという趣旨だとすれば、法第3条等で認められている方法は、いずれもフリーランスの側で印刷するか、画面のスクリーンショットを保存する方法で物理的な証跡を残すことが可能であることを付言する。

<第3部4(4) (44 ページ) について>

事前予告の例外事由については、特にエに例示されたフリーランスによる帰責事由に関連する事由が数多く想定されることから、関係する事業者又は事業者団体の実態をよく聴取の上、例外事由が幅広く許容されるよう留意されたい。例えば、フリーランスの破産、行政処分、税金等の滞納処分、財産に対する強制執行、反社会的勢力との関係発覚など、様々な事由が考えられることから、特定委託事業者として、この点は予測可能性を最大限確保しておきたいと考えている。

また、前記エに該当すると判断される場合は、あらかじめ契約書等において即時解除事由として約定しなくても、当然に即時の中途解除が可能と考えてよいか確認したい。